

人事委員会年報

平成24年度

熊本県人事委員会

目 次

I 組織及び運営	1
1 人事委員会	3
(1) 人事委員会の構成	5
(2) 人事委員会の会議	〃
2 事務局	13
(1) 組織及び職員の配置状況	15
(2) 分掌事務	16
II 事業の概要	19
1 職員の任用	21
(1) 採用	23
(2) 昇任	32
(3) 身体障がい者を対象とする選考試験	33
2 職員の給与	35
(1) 平成24年職員給与実態調査	37
(2) 平成24年職種別民間給与実態調査	41
(3) 平成24年職員の給与等に関する報告及び勧告	43
(4) 平成24年給与の改定（参考）	51
3 条例・規則等	53
(1) 条例案に対する人事委員会の意見	55
(2) 規則等の制定・改廃	57
4 公平審査	59
(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況	61
(2) 不利益処分についての不服申立ての係属状況	〃
(3) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況	62
5 職員団体	63
(1) 職員団体の登録	〃
(2) 登録職員団体一覧表（県関係分）	〃
(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）	64
(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証	65
6 公平委員会の事務の受託	66
7 労働基準監督機関の職権行使	67
(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表	〃
(2) 平成24年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況	68
(3) 平成24年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況	〃
(4) 平成24年度中の労働基準法に基づく認定等の状況	〃

I 組織及び運営

1 人事委員会

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

(平成25年3月31日現在)

職名	氏名	常勤・非常勤の別	任期	備考
委員長	北川 正	非常勤	平成22年7月27日 ～平成26年7月26日 (委員長任期) 平成22年8月3日 ～平成26年7月26日	
委員	成瀬 公博	非常勤	平成23年7月8日 ～平成27年7月7日	委員長職務代理者 (2期目)
委員	米満 淑恵	非常勤	平成21年8月1日 ～平成25年7月31日	

(2) 人事委員会の会議

回数	開催年月日	議 題	備考
1	平成24年 4月12日	1 平成23年度第20回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第2号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 3 報告事項 ・平成24年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員について ・勤務成績の勤勉手当への反映について ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
2	平成24年 4月19日	1 平成24年度第1回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認について 第3号議案 職員の昇任選考について 第4号議案 事務局職員の人事異動について 3 報告事項 ・平成24年職種別民間給与実態調査の実施について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
3	平成24年 5月23日	1 平成24年度第2回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		<p>第3号議案 平成24年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験における第1次試験合格者の決定方法について</p> <p>第4号議案 平成22年(人不)第1号及び平成23年(人不)第3号事案の裁決について</p> <p>第5号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第6号議案 平成24年6月定例県議会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について</p> <p>第7号議案 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第8号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則第3条第2号に規定する人事委員会が別に定める額について</p> <p>第9号議案 「熊本県警察職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について</p> <p>3 報告事項 ・地方公務員制度改革について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
4	平成24年 6月28日	<p>1 平成24年度第3回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験(大学卒業程度)第1次試験合格者の決定について</p> <p>第2号議案 職員の採用選考について</p> <p>第3号議案 平成24年(人不)第1号事案の審理機関の構成及び準備手続の実施に係る事務の委任について</p> <p>第4号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について</p> <p>第5号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第23条に定める人事委員会の承認について</p> <p>第6号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第23条に定める人事委員会の承認について</p> <p>3 報告事項 ・不服申立書の受理について ・平成24年職種別民間給与実態調査の実施状況について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
5	平成24年 7月11日	<p>1 平成24年度第4回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 平成24年度熊本県警察官採用試験(警察官A)第1次試験合格者の決定について</p> <p>第2号議案 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p>	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第3号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
6	平成24年 7月19日	1 平成24年度第5回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第3号議案 職員の採用選考について 3 報告事項 ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
7	平成24年 8月 3日	1 平成24年度第6回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 平成24年（人不）第2号事案の審理機関の構成及び準備手続の実施に係る事務の委任について 3 報告事項 ・不服申立書の受理について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
8	平成24年 8月 9日	1 平成24年度第7回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 職員の採用選考について 3 報告事項 ・平成24年人事院勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
9	平成24年 8月23日	1 平成24年度第8回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県警察官採用試験（警察官A）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成23年（人不）第2号事案に係る証拠の採否の決定の委任について 第3号議案 平成24年（人不）第1号事案に係る証拠の採否の決定の委任について 第4号議案 平成24年（人不）第2号事案に係る証拠の採否の決定の委任について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		<p>第5号議案 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の別表第19号作業（災害警備等作業）に係る「極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業」の承認について</p> <p>3 協 議 ・平成24年人事委員会報告及び勧告について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
10	平成24年 9月 6日	<p>1 平成24年度第9回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第2号議案 職員団体の登録について 第3号議案 平成24年9月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 第4号議案 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する運用について」の一部改正について</p> <p>3 協 議 ・平成24年人事委員会報告及び勧告について</p> <p>4 報告事項 ・平成24年度熊本県職員等採用試験（短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、警察官B）及び平成24年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験の応募状況について</p> <p>5 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
11	平成24年 9月20日	<p>1 平成24年度第10回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案 第1号議案 熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程の制定について 第2号議案 職員の採用選考について 第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項に規定する条件付採用期間の延長の承認について</p> <p>3 協 議 ・平成24年人事委員会報告及び勧告について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
12	平成24年10月 1日	<p>1 平成24年度第11回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（短期大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の決定について</p>	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第3号議案 平成24年人事委員会報告及び勧告について 3 その他 ・人事委員会関係日程	
13	平成24年10月22日	1 平成24年度第12回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成24年度警察官採用試験（警察官B）第1次試験合格者の決定について 3 協 議 ・選考採用職種（免許・資格職等）の見直しの方向性について 4 報告事項 ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について ・平成24年全国人事委員会報告及び勧告の状況について 5 その他 ・人事委員会関係日程	
14	平成24年11月 7日	1 平成24年度第13回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（短期大学卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成24年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第3号議案 平成24年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第1次試験合格者の決定について 第4号議案 職員団体の登録について 3 報告事項 ・勤務条件に関する措置要求書の受理について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
15	平成24年11月29日	1 平成24年度第14回人事委員会議事録について 2 議 題 第1号議案 平成24年度警察官採用試験（警察官B）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成24年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について 第3号議案 平成23年（人不）第2号事案の裁決について 第4号議案 平成24年12月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について（開会日提案分）	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第5号議案 平成24年12月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について（追加提案分） 第6号議案 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第8号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について 第9号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 3 協 議 ・ 選考採用職種（免許・資格職等）の見直しについて 4 報告事項 ・ 措置要求に係る調査報告について ・ 地方公務員制度改革について 5 その他 ・ 人事委員会関係日程	
16	平成24年12月26日	1 平成24年度第15回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の昇任選考について 第2号議案 平成24年（人措）第1号事案の判定について 第3号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について 3 その他 ・ 人事委員会関係日程	
17	平成25年 1月30日	1 平成24年度第16回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認について 第4号議案 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 3 協 議 ・ 選考採用職種（免許・資格職等）の見直しについて 4 報告事項 ・ 平成24年度熊本県職員採用試験等の実施結果等について ・ 措置要求事案に関する行政文書開示請求について ・ 公務員の給与改定に関する閣議決定について 5 その他 ・ 人事委員会関係日程	
18	平成25年 2月18日	1 平成24年度第17回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		第2号議案 平成25年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例案に対する人事委員会の意見について 第3号議案 「感染症防疫作業手当について」の制定について 第4号議案 「熊本県警察職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について 3 協 議 ・平成25年度県熊本県職員採用試験等の制度改正（案）について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
19	平成25年 2月27日	1 平成24年度第18回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 平成25年度熊本県職員及び警察官採用試験の試験日程の決定について 第4号議案 平成25年度熊本県職員及び警察官採用試験実施要綱の制定について 第5号議案 平成25年度熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の制定について 第6号議案 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程の制定について 第7号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について 第8号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 第9号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 第10号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について（平成7年3月16日付け人委第749号）第7の第1項（2）オ（コ）の「人事委員会が定めるもの」の指定について」の廃止について 3 協 議 ・「選考」に係る熊本県職員の任用に関する規則の一部改正について 4 その他 ・人事委員会関係日程	
20	平成25年 3月18日	1 平成24年度第19回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 熊本県人事委員会行政文書管理規程の一部を改正する規程の制定について 第4号議案 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 「級別格付基準表について」の一部改正について	

回数	開催年月日	議 題	備考
		<p>第6号議案 「格付の基準について」の一部改正について</p> <p>第7号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第8号議案 熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第9号議案 「扶養手当の運用について」の一部改正について</p> <p>第10号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について</p> <p>第11号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について</p> <p>第12号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について</p> <p>第13号議案 「公共土木施設災害応急作業手当について」の一部改正について</p> <p>第14号議案 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第15号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第16号議案 事務局職員の人事異動について</p> <p>3 協 議 ・熊本県職員の任用に関する規則別表第2（選考職種）の掲載職種の見直しについて</p> <p>4 報告事項 ・平成25年度熊本県職員等採用試験における募集職種・区分について ・任期付一般職員「総合土木職」選考試験の状況について ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について</p> <p>5 その他 ・人事委員会関係日程</p>	
21	平成25年 3月26日	<p>1 平成24年度第20回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認について 第3号議案 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 平成24年（人不）第1号事案の裁決について 第5号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第6号議案 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>3 報告事項 ・平成25年度人事委員会事務局当初予算の概要について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p>	

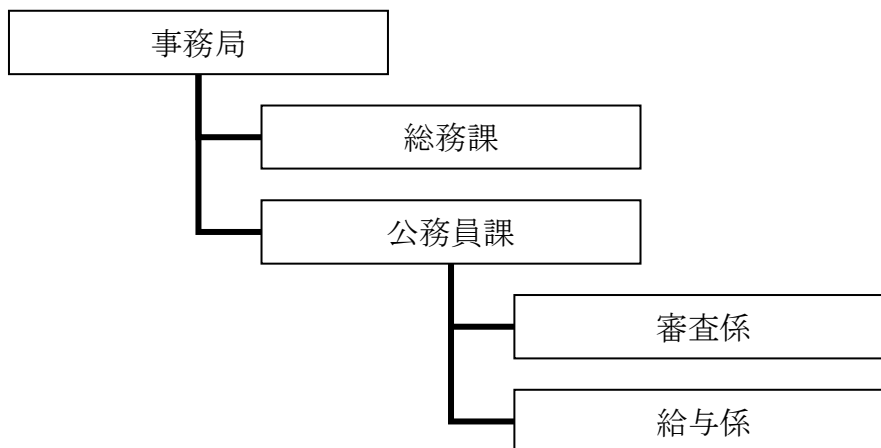
2 事務局

2 事務局

(1) 組織及び職員の配置状況

ア 組織

事務局の組織は、2課2係で次のとおりです。



イ 職員の配置状況

職員17人（条例定数20人）の配置状況は、次のとおりです。

（平成24年4月25日現在）

区分	職名	氏名	備考
事務局	事務局長	岡村 範明	
総務課	総務課長	吉 富 寛	
	審議員（兼課長補佐）	上 村 祐 司	
	審議員	後 藤 浩	
	主 幹（総務任用担当）	早 田 吉 秀	
	主 幹	藤 由 誠	
	参 事	野 田 尚 裕	
	参 事	今別府 隆 宏	
	主任主事	森 本 愛 子	
公務員課	公務員課長	松 永 寿	
	審議員（兼課長補佐）	釘 本 昭 彦	
審査係	課長補佐（審査係担当）	中 村 彰	
	参 事	村 崎 敬 史	
給与係	課長補佐（給与係担当）	吉 永 圭 一	
	主 幹	中 山 昭 徳	
	参 事	田 川 知 典	
	主 事	北 園 恵	

(2) 分掌事務

課 名	係 名	分 掌 事 務
総務課		<ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会会議に関すること。 2 公印に関すること。 3 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関すること。 4 事務局職員の給与及び勤務条件に関すること。 5 事務局の予算及び経理に関すること。 6 事務局内事務の調整に関すること。 7 文書に関すること。 8 広報に関すること。 9 事務局職員の研修及び福利厚生に関すること。 10 任用試験及び選考に関すること。 11 職員の苦情相談に関すること(任用に関すること)。 12 その他公務員課に属しないこと。
	審査係	<ol style="list-style-type: none"> 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関すること。 2 不利益処分に関する不服申立ての審査及び必要な措置に関すること。 3 管理職員等の指定に関すること。 4 職員団体の登録に関すること。 5 労働基準監督機関の職権行使に関すること(労働安全衛生法関係)。 6 職員の苦情相談に関すること(任用、給与、勤務条件等に関することを除く)。 7 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関すること。
公務員課	給与係	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の分限及び懲戒に関する制度に関すること。 2 職員の給与に関する調査及び研究に関すること。 3 人事記録の管理及び人事統計報告に関すること。 4 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関すること。 5 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関すること。 6 職員の研修及び勤務成績の評定に関する制度の研究に関すること。 7 職階制に関する計画の立案及び実施に関すること。 8 職員に対する給与支払監理に関すること。 9 労働基準監督機関の職権行使に関すること(労働安全衛生法関係を除く)。 10 兼業、営利企業等の従事制限に関すること。 11 職員の苦情相談に関すること(給与、勤務条件等に関すること)。

(参考) 職員の配置状況

(平成25年4月1日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考	
事務局	事務局長	鷹 尾 雄 二		
総務課	総務課長	吉 富 寛		
	審 議 員 (兼課長補佐)	後 藤 浩		
	主 幹 (総務任用担当)	早 田 吉 秀		
	参 事	本 田 修		
	参 事	関 雅 之		
	参 事	今別府 隆 宏		
	主任主事	森 本 愛 子		
	主任主事	田 中 麻 美 子		
公務員課	公務員課長	與 田 博		
	課長補佐	中 村 彰		
	審査係	課長補佐 (審査係担当)	富 田 博 英	
		参 事	村 崎 敬 史	
	給与係	課長補佐 (給与係担当)	吉 永 圭 一	
		参 事	渡 邊 則 秀	
		参 事	吉 野 宏 昭	
		主 事	北 園 恵	

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

1 職員の任用

(1) 採用

平成24年度に実施した職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

実施状況は、第1表～第4表のとおりです。また、過去10年間の実施状況の推移は、第1図～第6図のとおりです

第1表 平成24年度職員採用試験実施状況（概要）

（単位：人）

試験の名称	応募者数	第1次試験		大卒第2次試験		大卒第3次、 その他第2次 試験受験者	最終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H25.4.1 現在)		
		受験者数	合格者数	受験者数	合格者数						
職員採用試験	大学卒業程度	1,634	1,200	343	334	188	185	133	9.0	123	
	大学卒業程度 (民間企業等経験 者対象)	390	337	47	44	24	23	15	22.5	11	
	短期大学卒業程度	93	80	6			6	2	40.0	2	
	高等学校卒業程度	247	191	42			39	14	13.6	12	
	小計	2,364	1,808	438	378	212	253	164	11.0	148	
警察官採用試験	警察官A	男性	981	770	434			340	109	7.1	87
		女性	178	129	48			35	13	9.9	12
	警察官B	男性	720	563	211			155	57	9.9	42
		女性	187	138	33			25	8	17.3	6
	小計	2,066	1,600	726			555	187	8.6	147	
計	4,430	3,408	1,164	378	212	808	351	9.7	295		

第2表 平成24年度職員採用試験の日程等

試験の名称		公告日	申込受付期間	試験日 (合格発表日)		試験地	試験会場	
職員採用試験	大学卒業程度	24. 4. 16	24. 5. 7 ～24. 5. 25	第1次	筆記	24. 6. 24	熊本市	熊本学園大学
						(24. 6. 29)	東京都	立教大学
				第2次	面接	24. 7. 9	熊本市	熊本県庁
	～7. 15 (24. 7. 20)	熊本市	熊本県立大学					
	第3次	面接	24. 7. 28	熊本市	熊本県庁			
	大学卒業程度 (民間企業等 経験者対象)	24. 4. 16	24. 5. 7 ～24. 5. 25	第1次	筆記	24. 6. 24	熊本市	熊本学園大学
						(24. 7. 20)	東京都	立教大学
				第2次	面接	24. 8. 25、26	熊本市	熊本県立大学
	～9. 1、2 (24. 9. 7)	熊本市	熊本県立大学					
	第3次	面接	24. 10. 6、7 (24. 10. 23)	熊本市	熊本県立大学			
	短期大学卒業程度	24. 6. 15	24. 8. 6 ～24. 8. 24	第1次	筆記	24. 9. 23	熊本市	熊本学園大学
						(24. 10. 2)	熊本市	熊本県立大学
第2次				筆記	24. 10. 20	熊本市	熊本県立大学	
	面接	24. 10. 27、28 (24. 11. 8)	熊本市		熊本県立大学			
高等学校卒業程度	24. 6. 15	24. 8. 6 ～24. 8. 24	第1次	筆記	24. 9. 23	熊本市	熊本学園大学	
					(24. 10. 2)	熊本市	熊本県立大学	
			第2次	筆記	24. 10. 20	熊本市	熊本県立大学	
面接	24. 10. 27、28 (24. 11. 8)	熊本市			熊本県立大学			
警察官採用試験	警察官A	24. 4. 16	24. 5. 7 ～24. 5. 25	第1次	筆記	24. 7. 8	熊本市	熊本学園大学
						(24. 7. 13)	熊本市	熊本県立大学
				第2次	適正	24. 8. 4	熊本市	熊本県立大学
	体力	24. 8. 5	熊本市			熊本市立総合体育館		
	面接	24. 8. 11	熊本市			熊本県立大学		
	警察官B	24. 6. 15	24. 8. 6 ～24. 8. 24	第1次	筆記	24. 10. 14	熊本市	熊本県立大学
						(24. 10. 23)	熊本市	熊本県立大学
第2次				体力	24. 11. 10	熊本市	熊本県警察学校	
					面接	24. 11. 17	熊本市	熊本県庁
					～11. 20 (24. 11. 30)			

第3表 平成24年度採用試験の受験資格及び試験の方法等

試験の名称		受験資格 (H25.4.1現在の年齢)	試験の方法		
			第1次試験	第2次試験	第3次試験
職員採用試験	大学卒業程度	次のいずれかに該当する者 1 昭和58年4月2日から平成3年(薬剤師は平成元年)4月1日までに生まれた者(22(薬剤師は24歳)~29歳) 2 平成3年4月2日以降に生まれた者(薬剤師については、平成元年4月2日以降に生まれた者)で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成25年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。)	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 個別面接	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	大学卒業程度 (民間企業等 経験者対象)	次のいずれにも該当する者 1 昭和28年4月2日以降に生まれた者(59歳までの者) 2 民間企業等における職務経験年数が受験申込日直近7年間のうち通算4年以上ある者(公務員であった期間を除く。)	1 教養試験 択一式 2 論文試験 (「行政」のみ) 3 専門試験 (「行政」を除く)	1 面接試験 個別面接	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論
	短期大学卒業程度	昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた者(20~29歳)	1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式	1 論文試験 2 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接	
	高等学校卒業程度	平成3年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(18~21歳) (上記大学卒業程度試験の受験資格2に該当する者は除く。)	1 教養試験 択一式 2 適性試験 (事務系職種) 択一式 3 専門試験 (技術系職種) 択一式	1 作文試験 2 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接	
警察官採用試験	警察官A (男性・女性)	次のいずれにも該当する者 1 昭和55年4月2日以降に生まれた者 2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成25年3月末までに卒業見込みの者(22歳~32歳)	1 教養試験 択一式	1 論文試験 2 体力試験 握力、上体起こし、 長座前屈、反復横 飛び、20mシャトル ラン、立ち幅跳び、 腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論 4 身体検査	
	警察官B (男性・女性)	昭和60年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者(上記警察官Aの受験資格2に該当する者は除く。) (18~27歳)	1 教養試験 択一式	1 作文試験 2 体力試験 握力、上体起こし、 長座前屈、反復横 飛び、20mシャトル ラン、立ち幅跳び、 腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接 4 身体検査	

第4表 平成24年度職員採用試験実施状況

① 一般職員

(単位：人)

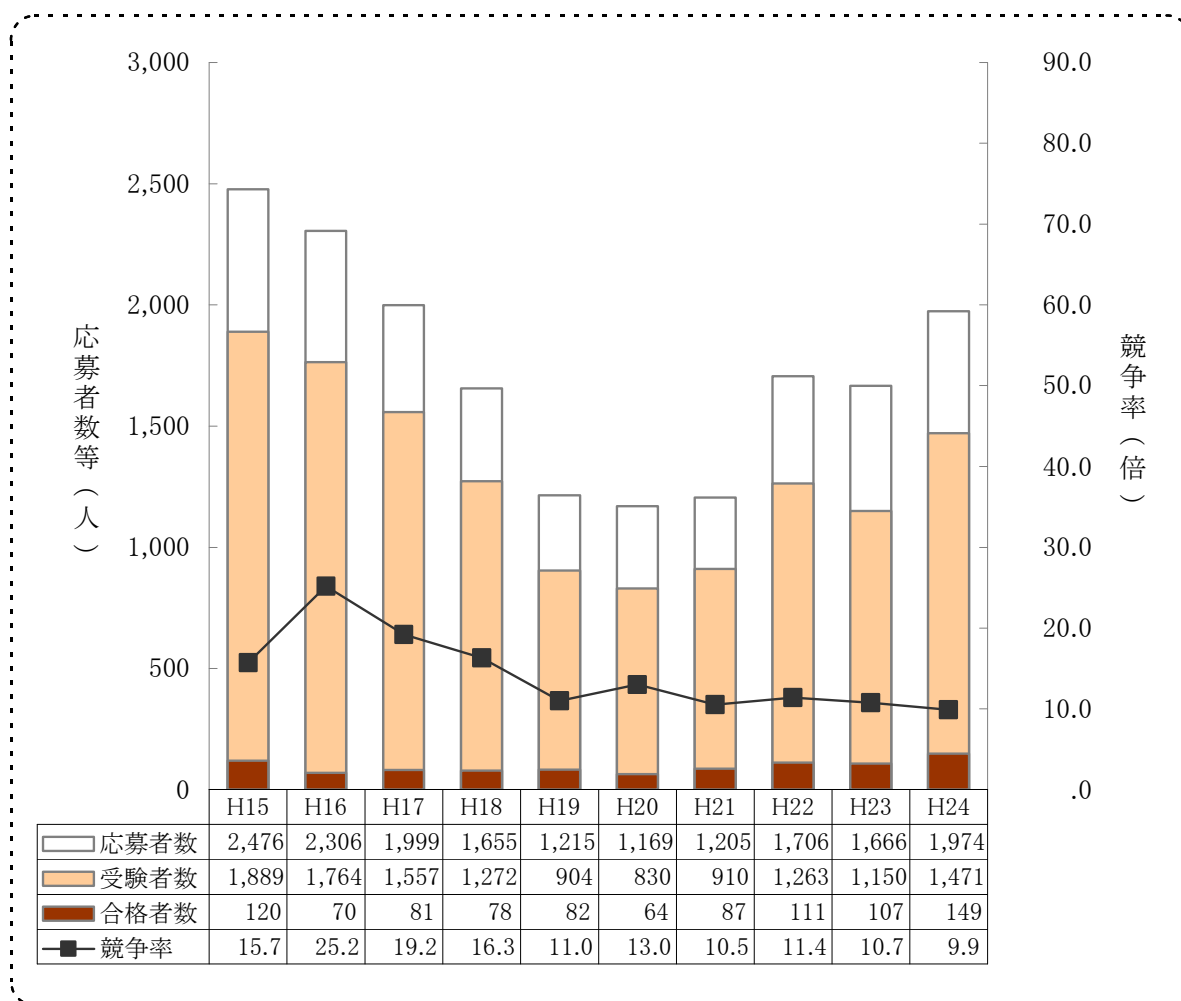
種類	職 種	採 用 予定者数	応募者数	第1次試験		第2次試験		第3次 試 験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (25.4 1現在)	
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数					
大 学 卒 業 程 度	行政	44人程度	863	633	134	127	58	57	44	14.4	41	
	警察行政	5人程度	104	79	15	15	8	8	5	15.8	5	
	教育行政	37人程度	309	252	98	97	51	50	37	6.8	35	
	一般土木	14人程度	59	33	20	19	16	16	14	2.4	11	
	農業土木	3人程度	13	8	4	4	4	3	3	2.7	3	
	建築	3人程度	24	12	4	4	4	4	3	4.0	2	
	機械	1人程度	11	8	4	4	3	3	1	8.0	1	
	電気	2人程度	27	15	6	6	4	4	2	7.5	2	
	化学	2人程度	45	30	6	6	4	4	2	15.0	2	
	農学	8人程度	57	42	25	25	12	12	8	5.3	8	
	林学	2人程度	25	16	6	6	4	4	2	8.0	2	
	畜産	1人程度	6	4	3	3	3	3	1	4.0	1	
	水産	1人程度	14	8	2	2	2	2	1	8.0	1	
	管理栄養士	1人程度	43	34	5	5	4	4	1	34.0	1	
	保健師	5人程度	23	16	4	4	4	4	4	4.0	4	
	薬剤師	5人程度	11	10	7	7	7	7	5	2.0	4	
	計	134人程度	1,634	1,200	343	334	188	185	133	9.0	123	
	(民間企業等経験者対象)											
		行政	10人程度	342	297	31	29	15	14	10	29.7	7
		一般土木	4人程度	42	36	12	11	6	6	4	9.0	3
	農学	1人程度	6	4	4	4	3	3	1	4.0	1	
	計	15人程度	390	337	47	44	24	23	15	22.5	11	

種類	職 種	採 用 予定者数	応募者数	第 1 次試験		第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H25.4.1 現在)
				受験者数	合格者数				
短期大学卒業程度	学校図書館事務	2人程度	93	80	6	6	2	40.0	2
	計	2人程度	93	80	6	6	2	40.0	2
高等学校卒業程度	一般事務	5人程度	117	89	15	14	4	22.3	4
	警察事務	2人程度	53	44	6	5	2	22.0	1
	学校事務	2人程度	44	31	6	6	2	15.5	1
	一般土木	4人程度	20	16	9	8	4	4.0	4
	農業土木	2人程度	13	11	6	6	2	5.5	2
	計	15人程度	247	191	42	39	14	13.6	12

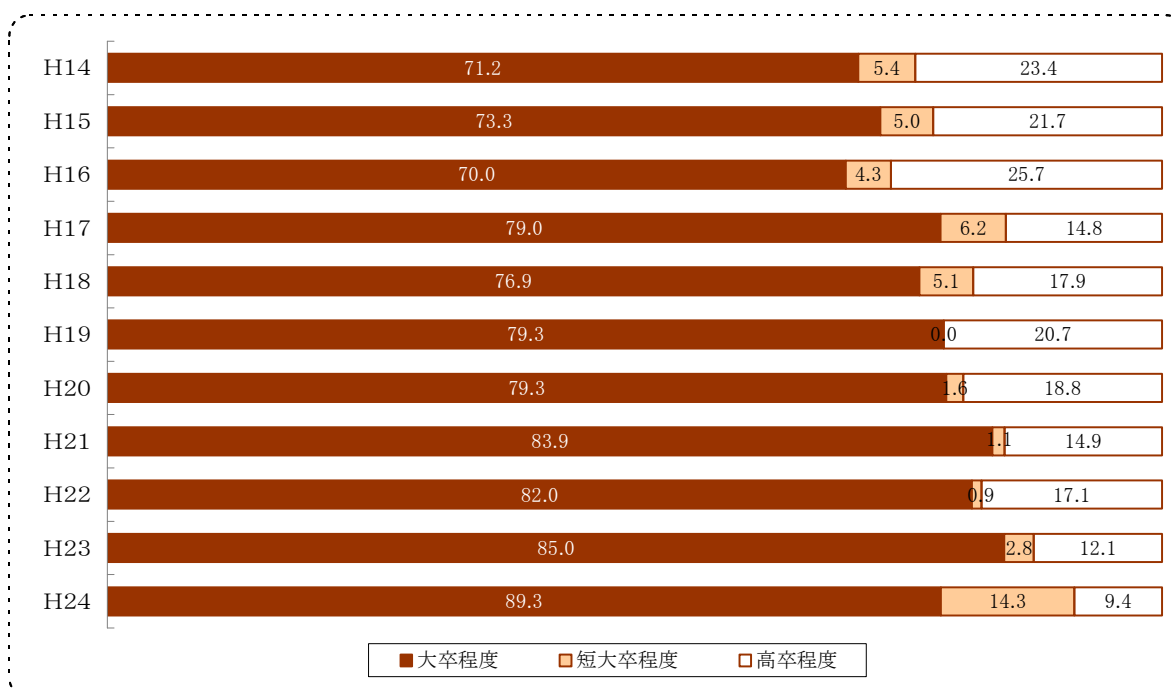
② 警察官

区分	職 種	採 用 予定者数	応募者数	第 1 次試験		第 2 次 試 験 受験者数	最 終 合格者数	競争率 (倍)	採用者数 (H25.4.1 現在)	
				受験者数	合格者数					
警察官	警察官A	男性	108人程度	981	770	434	340	109	7.1	87
		女性	12人程度	178	129	48	35	13	9.9	12
	警察官B	男性	57人程度	720	563	211	155	57	9.9	42
		女性	8人程度	187	138	33	25	8	17.3	6
合 計		185人程度	2,066	1,600	726	555	187	8.6	147	

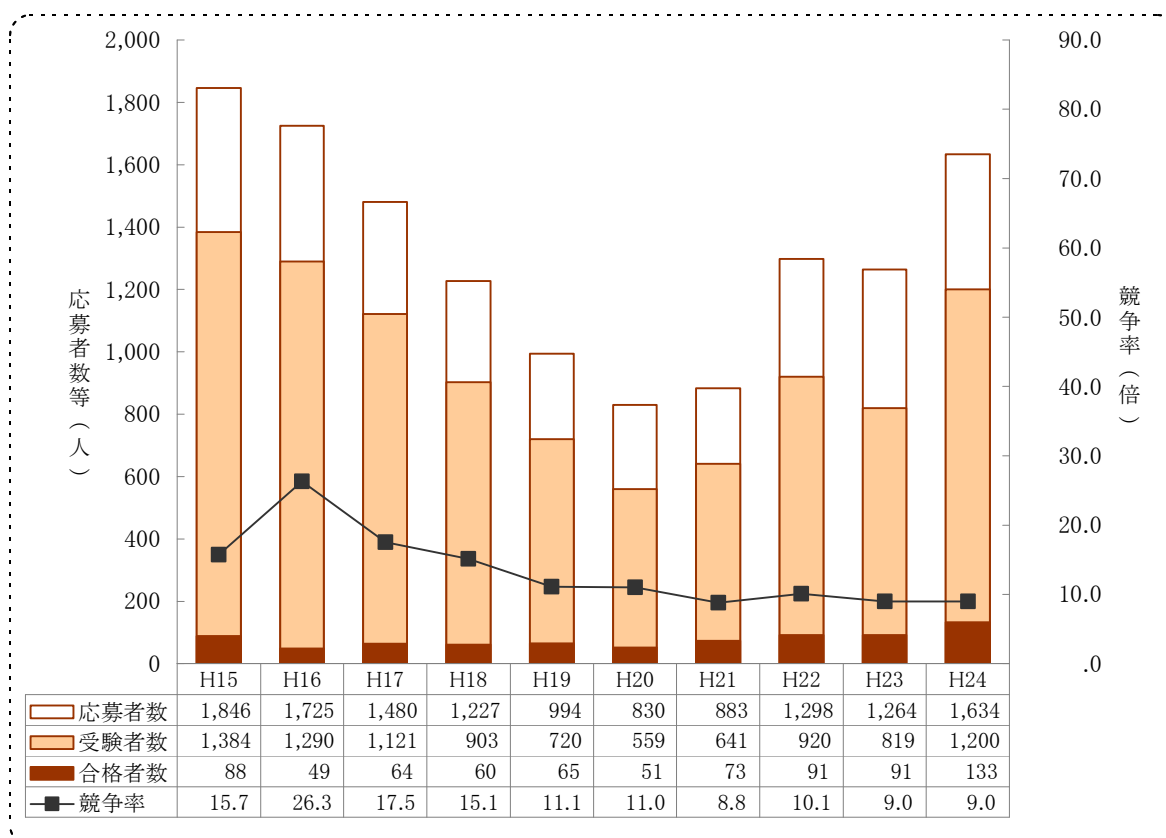
第1図 大卒・短大卒・高卒程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



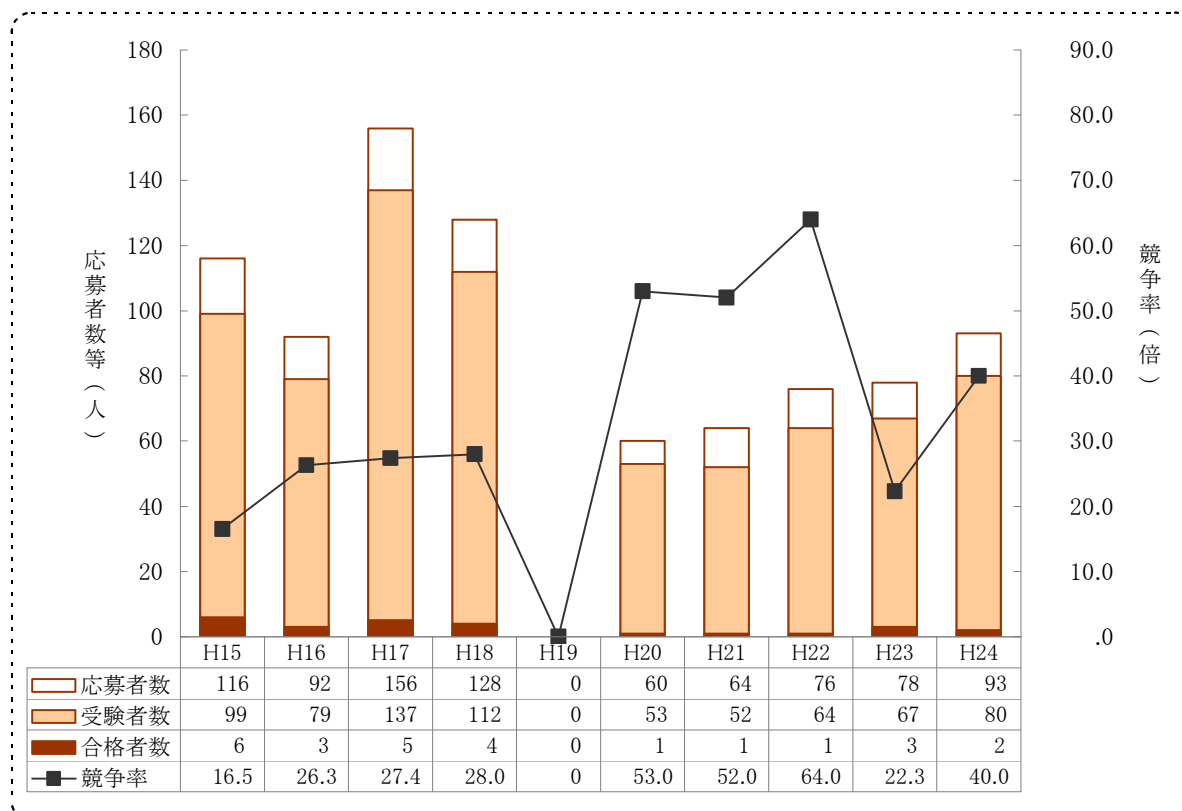
第2図 合格者総数に占める試験区分ごとの合格者の割合
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



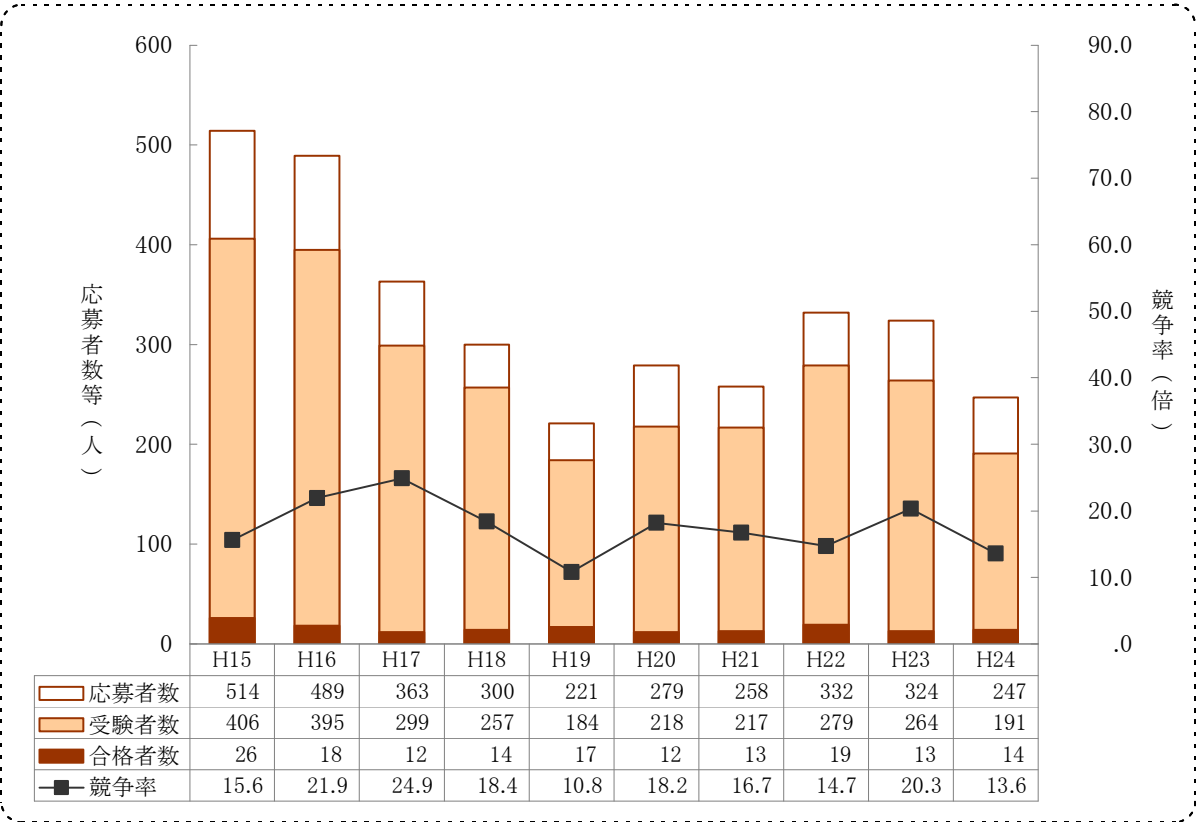
第3図 大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



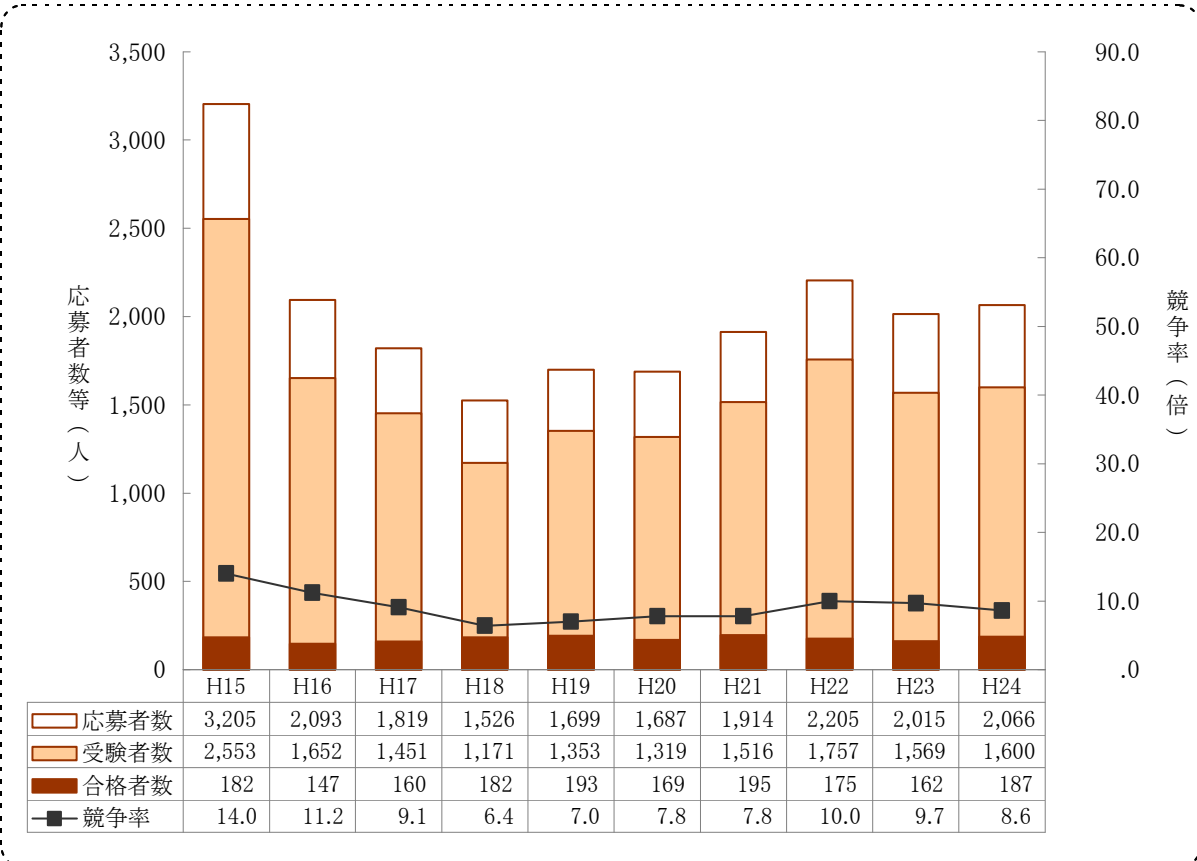
第4図 短期大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第5図 高等学校卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第6図 警察官採用試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



イ 選 考

実施状況は、第5表のとおりです。

第5表 平成24年度職員採用選考実施状況

(単位：人)

		知事	教育委員会	警察本部長	知事 (企業局)	その他	計	
一 般 職 員	人 事 交 流 等	部長級	2	0	0	0	0	2
		次長級	2	0	0	0	0	2
		課長級	3	10	0	0	0	13
		課長補佐級	0	7	1	0	0	8
		係長級	3	34	0	0	0	37
		主任主事	5	9	0	0	0	14
		主任技師	0	0	0	0	0	0
		主事	8	2	0	0	0	10
		技師	2	0	0	0	0	2
		研究員	0	0	0	0	0	0
	資 格 職 種 等	医師	7	0	0	0	0	7
		社会福祉士	3	0	0	0	0	3
		保育士	1	0	0	0	0	1
		獣医師	10	0	0	0	0	10
		看護師	2	0	0	0	0	2
		臨床検査技師	1	0	0	0	0	1
		航海士	1	0	0	0	0	1
		鑑識技師	0	0	2	0	0	2
	心理判定員	0	0	1	0	0	1	
小 計		50	62	4	0	0	116	
警 察 官	警視	0	0	4	0	0	4	
	警部	0	0	0	0	0	0	
	警部補	0	0	0	0	0	1	
	巡査部長	0	0	0	0	0	0	
	巡査	0	0	3	0	0	0	
	小 計		0	0	7	0	0	7
計		50	62	11	0	0	123	

(2) 昇 任

平成24年度に実施した職員昇任の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

現在実施しているのは、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみで、その実施については、警察本部長に委任しています。

なお、実施状況は第6表のとおりです。

第6表 平成24年度警察官昇任試験の実施状況

(単位：人)

区 分	受験予定者数	受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	試験日
警部	469	406	20	23.5	第1次 24.6.13 第2次 24.6.25 第3次 24.7.24 (口述・術科)
警部補	583	541	66	8.8	第1次 24.10.9 第2次 24.10.29 第3次 24.11.26 (口述・術科)
巡査部長	707	691	100	7.1	第1次 24.10.11 第2次 24.10.31 第3次 24.11.28 (口述・術科)

イ 選 考

実施状況は、第7表のとおりです。

第7表 平成24年度職員昇任選考の実施状況

区分	職任命権者	知事	教育委員会	警察本部	知事 (企業局)	その他	計
一般職員	部長級	6	2	0	1	2	11
	次長級	19	1	0	0	0	20
	課長級	44	4	4	0	2	54
	課長補佐級	117	26	4	5	1	153
	係長級	110	34	7	5	2	158
	小計	296	67	15	11	7	396
警察官	警視	0	0	14	0	0	14
計		296	67	29	11	7	410

(3) 身体障がい者を対象とする選考試験

「障害者の雇用の促進に関する法律」の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用促進を図るため、身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を平成9年度から実施しています。

ア 平成24年度選考試験日程及び受験資格

受付期間 (公告日)	試験日 (合格発表日)		試験地 (試験会場)	試験の方法	受験資格
24. 8. 6 ～8. 24 (23. 6. 15)	第1次試験	24. 10. 21 (24. 11. 8)	熊本市 (熊本県立 大学)	1 教養試験 択一式 2 作文試験	・昭和56年4月2日から 平成7年4月1日までに生 まれた者(18～31歳) ・身体障害者福祉法第15 条に定める身体障害者手帳 の交付を受けている者 ・通勤ができ、かつ、介護 者なしに職務遂行が可能な 者
	第2次試験	24. 11. 24 (23. 11. 30)	熊本市 (熊本県庁)	1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接	

イ 平成24年度選考試験の実施状況

職種	採用 予定人員	応募者数	第1次試験		第2次試験		採用者数 (H25. 4. 1現在)
			受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
一般事務	1人程度	26	22	4	3	1	1
警察事務	1人程度			4	4	1	1
教育事務	2人程度			7	5	2	2

ウ 応募者数・受験者数・合格者数の推移

	採用予定人員	応募者数	受験者数	合格者数	受験倍率(倍)
平成9年度	若干名	97	83	4	20.8
平成10年度	若干名	76	72	3	24.0
平成11年度	若干名	56	48	4	12.0
平成12年度	4	43	34	4	8.5
平成13年度	4	39	35	3	11.7
平成14年度	4	59	48	4	12.0
平成15年度	4	54	51	4	12.8
平成16年度	4	35	32	4	8.0
平成17年度	3	36	35	3	11.7
平成18年度	2	19	17	2	8.5
平成19年度	2	13	12	2	6.0
平成20年度	5	18	16	5	3.2
平成21年度	3	14	12	3	4.0
平成22年度	2	14	12	2	6.0
平成23年度	2	17	17	2	8.5
平成24年度	4	26	22	4	5.5

2 職員の給与

2 職員の給与

(1) 平成24年職員給与実態調査

平成24年職員給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象職員

平成24年4月1日に在職する職員

イ 調査項目

平成24年4月分の給料、諸手当の月額及び職員数等

ウ 調査結果の概要

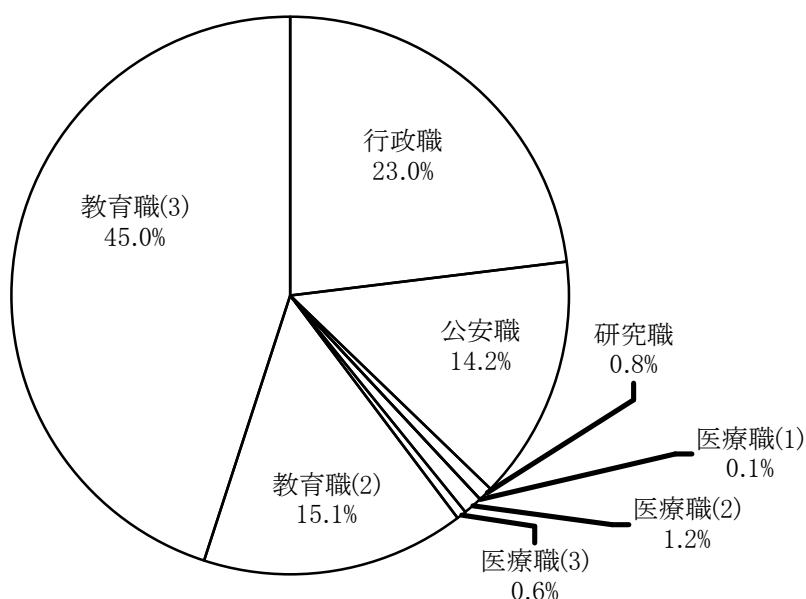
(7) 給料表別職員数及び平均年齢

(単位：人、歳・月)

給料表	行政職	公安職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
適用を受ける職員	事務・技術職員	警察官	研究センター・研究所等で試験研究業務等に従事する職員	医師 歯科医師	薬剤師 獣医師 栄養士等	保健師 看護師等
職員数	4,839	2,984	165	27	244	123
平均年齢	43.11	39.1	41.6	48.9	44.7	46.0

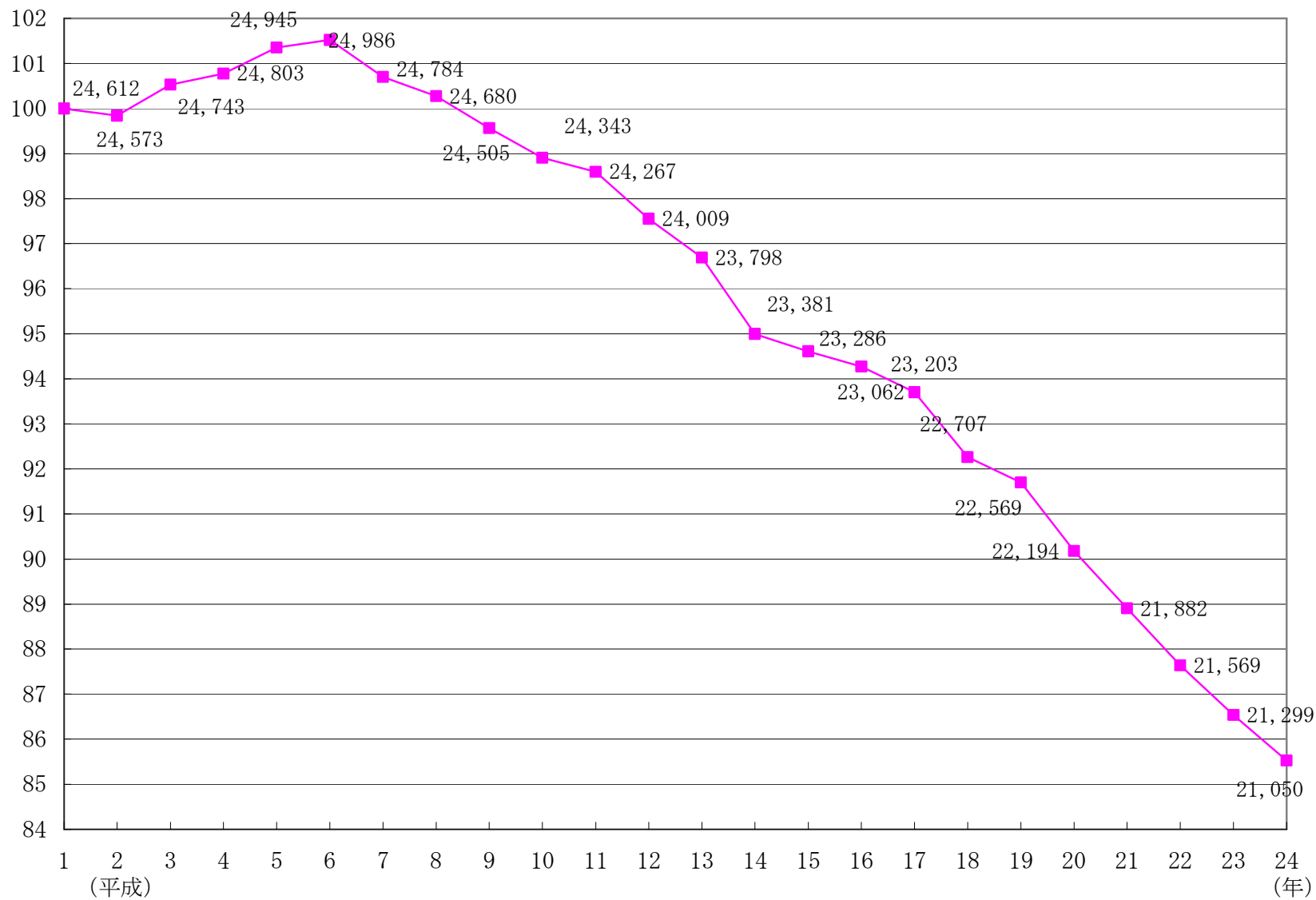
教育職(2)	教育職(3)	計
高等学校等教育職員	小・中学校教育職員	
3,186	9,482	21,050
42.7	45.9	43.11

(イ) 給料表別職員数の割合



(ウ) 職員数の推移 (全職員 平成元年 = 100)

(単位：人)



(エ) 給料表別平均給与月額

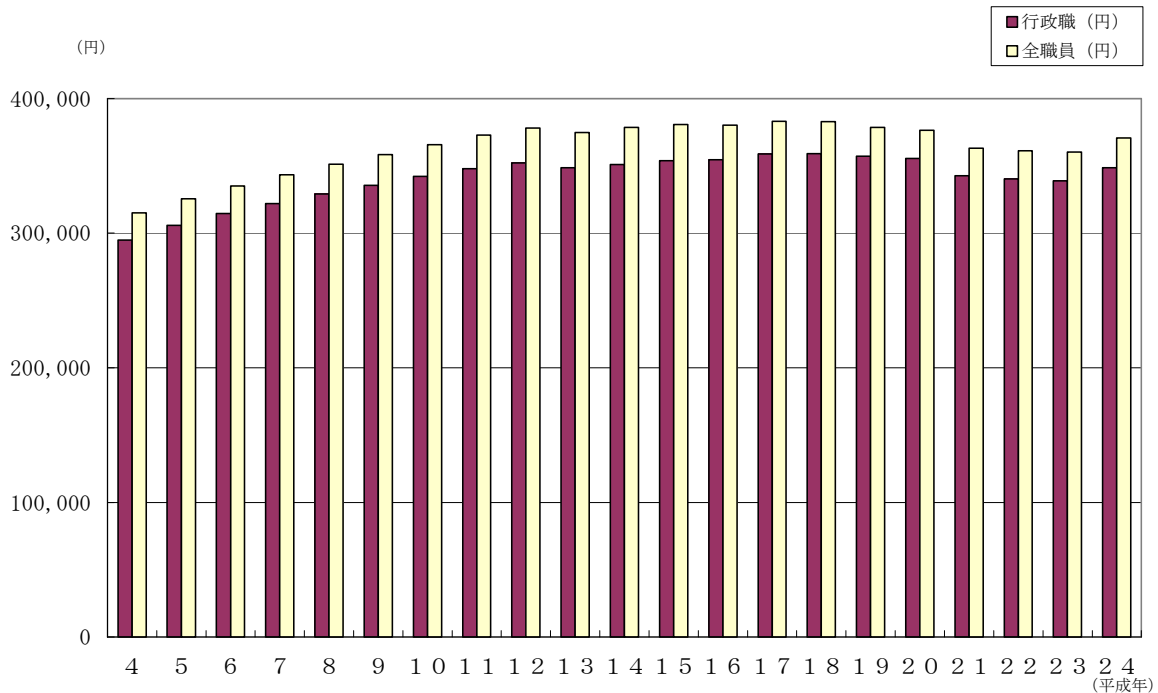
給料表 項目	平均給与月額						比較対象外 手当 (B)	合計 (A) + (B)	前年4月の平均 給与月額 [(A)に相当 するもの] (C)	対前年増減額 (A) - (C)	$\frac{(A)}{(C)} \times 100$
	給料	扶養手当	管理職手当	住居手当	その他の手当	計 (A)					
行政職	円 348,693	円 12,436	円 7,865	円 7,205	円 881	円 377,080	円 39,457	円 416,537	円 378,949	円 △ 1,869	% 99.5
公安職	323,008	14,237	3,075	3,567	2,262	346,149	80,988	427,137	350,225	△ 4,076	98.8
研究職	367,847	13,985	0	9,753	1,524	393,109	33,010	426,119	392,130	979	100.2
医療職 (1)	512,319	12,019	45,359	7,859	382,671	960,227	47,447	1,007,674	972,833	△ 12,606	98.7
医療職 (2)	353,716	9,139	4,528	6,670	4,576	378,629	22,443	401,072	381,957	△ 3,328	99.1
医療職 (3)	363,493	4,362	1,387	5,547	561	375,350	46,114	421,464	377,657	△ 2,307	99.4
教育職 (2)	376,686	11,698	3,265	9,345	397	401,391	23,738	425,129	403,316	△ 1,925	99.5
教育職 (3)	395,103	10,194	6,175	6,364	1,403	419,239	17,642	436,881	419,942	△ 703	99.8
計	370,699	11,496	5,639	6,639	1,774	396,247	32,940	429,187	397,895	△ 1,648	99.6

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含みます。なお、教育職(2)及び教育職(3)においては、このほかに教職調整額を含みます。
- 2 「その他の手当」には、地域手当（県外勤務者に支給されるものを除く。）、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当（「準ずる手当」を含みます。）及びへき地手当（「準ずる手当」を含みます。）の合計額を計上しています。
- 3 「比較対象外手当」には、公民給与の比較対象となる職員給与に該当しない地域手当（県外勤務者に支給されるものに限る。）、通勤手当、単身赴任手当（加算額）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当の合計額を計上しています。

(オ) 平均給料月額推移

年	行政職 (円)	全職員 (円)
4	294,901	315,011
5	305,821	325,480
6	314,514	335,156
7	321,884	343,336
8	329,014	351,134
9	335,544	358,323
10	342,290	365,638
11	347,919	372,739
12	352,162	377,992
13	348,546	374,641
14	351,083	378,593
15	353,798	380,654
16	354,466	380,156
17	358,832	382,927
18	359,048	382,835
19	357,125	378,633
20	355,343	376,433
21	342,736	362,993
22	340,413	361,130
23	338,783	360,168
24	348,693	370,699

(注) 給料に含むものは、前ページ(エ)の(注)の1と同じです。



(2) 平成24年職種別民間給与実態調査

平成24年職種別民間給与実態踏査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象事業所

企業規模 50 人以上かつ事業所規模 50 人以上の県内事業所の中から層化無作為抽出法により抽出した 525 事業所（うち実地調査：183 事業所）

イ 調査項目

平成24年4月分の県内民間事業所従業員の給与等

ウ 調査結果の概要

(ア) 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況（事業所割合）（単位：％）

	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース慣行なし
一般の従業員	14.8	25.3	1.0	58.9
課長級	14.5	18.3	1.1	66.1

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況（事業所割合）（単位：％）

	定期昇給制度あり					定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 中 止		
	増額	減額	変化なし				
一般の従業員	76.2	67.4	7.3	10.4	49.7	8.8	23.8
課長級	62.7	55.6	5.2	6.8	43.6	7.1	37.3

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

(イ) 民間における初任給の状況（単位：円）

職 種	学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	181,149	198,572	175,362	157,750
	短大卒	156,093	X	X	X
	高校卒	145,684	150,133	145,708	143,425
新卒技術者	大学卒	189,149	195,875	188,218	186,754
	短大卒	171,179	175,974	169,225	X
	高校卒	156,776	164,385	155,110	138,333
新卒事務員 ・技術者計	大学卒	183,542	198,152	180,135	168,297
	短大卒	167,649	174,326	166,982	153,600
	高校卒	152,170	161,627	150,118	141,243

(注) 採用のある事業所の平均。また、「X」は、調査事業所が1事業所の場合です。

(ウ) 民間における家族手当の状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,214 円
配偶者と子1人	19,645 円
配偶者と子2人	24,830 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出しました。

(エ) 民間における住宅手当の支給状況 (単位：%)

支給の有無	事業所割合
支給	45.5
借家・借間居住者に支給	(100.0)
自宅居住者に支給	(72.9)
非支給	54.5
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

(注) () 内は、支給がある事業所を100とした割合です。

(オ) 民間における特別給の支給状況

項目	金額等	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	351,989円
	上半期 (A2)	352,253円
特別給の支給額	下半期 (B1)	718,169円
	上半期 (B2)	673,336円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.04月分
	上半期 (B2/A2)	1.91月分
	年間計	3.95月分

(注) 下半期とは平成23年8月から平成24年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(カ) 民間における雇用調整の実施状況

項目	実施事業所割合 (%)
採用の停止・抑制	12.1
転籍出向	3.9
希望退職者の募集	4.9
正社員の解雇	1.2
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.7
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	2.0
残業の規制	7.0
一時帰休・休業	1.4
ワークシェアリング	0.4
賃金カット	4.7
計	27.0

(注) 1 平成24年1月以降の実施状況です。

2 項目については、複数回答です。

(3) 平成24年 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成24年10月9日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その内容は、次のとおりです。

■ 平成24年 職員の給与等に関する報告 ■

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適應の原則）。また、給与については生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会の報告・勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査・分析し、人事院が行う報告・勧告や他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告・勧告を行っています。

本委員会では、平成17年に人事院が報告・勧告した給与構造改革に準じて、給料表や昇給制度の見直し、地域手当の新設等を勧告し、平成18年には民間企業の給与水準をより精確に反映させるため、調査対象の企業規模を100人以上から50人以上に拡大しました。また、昨年は、新たに、多様で有為な人材の確保のための取組や東日本大震災等の危機発生時の対応について報告するなど、随時、職員の適正な勤務条件を確保するための措置を講じています。

国においては、平成20年6月に施行された国家公務員制度改革基本法に基づき、国家公務員の労働基本権の在り方について検討が行われ、一般職公務員への協約締結権の付与や人事院勧告制度の廃止等を盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案が現在国会において審議中であり、地方公務員についても国家公務員に準じた制度改革を行う方向で検討が進められているところです。

また、雇用と年金の接続の問題に関して、昨年、人事院は、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。民間の高年齢者雇用制度の見直しも踏まえ、国においては、定年延長ではなく、再任用の義務づけで対応する基本方針が決定されたところであり、地方公務員についても、国家公務員に準じた制度が導入される見込みです。

これらの事項については、職員の人事給与制度に大きく影響を及ぼすものであることから、国の動向を注視していく必要があります。

本委員会は、これまでも、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、必要な措置を報告・勧告してきたところですが、今後とも、民間給与の実態や社会情勢の動き等を的確に捉え、人事行政の中立・専門機関として期待される役割を十分に果たせるよう努めていきます。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況（略：平成24年職員給与実態調査について記載）

2 民間の給与の状況（略：平成24年職種別民間給与実態調査について記載）

3 職員と民間の給与の比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政

職給料表適用職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の者について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては比較給与の月額、民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を対比させ、精密に比較（ラスパイレズ比較）を行いました。

その結果、別表第4に示すとおり、職員給与が民間給与を20円（0.01%）下回っています。

別表第4 公民給与の較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較 差	
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
379,655 円	379,635 円	20 円	0.01%

(注) 1 民間、職員ともに本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

(注) 2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第5[略]に示すとおり、所定内給与月額の3.95月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の支給月数と均衡しています。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ134,615円、199,288円、222,111円及び244,935円となっています。

また、総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、熊本市で0.1%増加しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員と職員との給与比較

国家公務員の給与については、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、本年4月から「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による減額措置が講じられています。この減額措置は国家公務員法第28条に基づく民間準拠による給与水準の改定とは別に東日本大震災に対処するための2年間の臨時特例として行われているものであり、人事院は、本年の給与勧告の前提となる官民比較については、減額措置前の俸給月額等を基礎として行っています。

このことから、職員の適正な給与水準を確保するために比較考慮すべき国家公務員の給与は、減額措置前の給与であり、減額措置前の行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の給与と、これに相当する本県の行政職給料表適用職員の給与の水準を比較すると、おおむね均衡しています。

(2) 人事院の報告・勧告の概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について報告・勧告を行いました。

月例給については、本年4月分の国家公務員給与が民間給与を273円（0.07%）上回ってい

ますが、従来、官民較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合は改定を見送っていることや、臨時特例による減額措置後では公務は民間を下回っていることから、改定を行わないこととし、また、特別給についても、民間の支給割合が 3.94 月と公務と均衡していることから、改定を行わないこととしました。

一方、50 歳台後半層の給与水準の抑制のため、55 歳を超える職員は標準の勤務成績では昇給しない、50 歳台後半層を中心に昇格時の俸給月額を増加額を縮減する等の昇給・昇格制度の見直しを行なうこととしました。

さらに、「国家公務員制度改革等に関する報告」として、国家公務員制度改革についての基本認識、高齢期における職員の雇用問題、人事行政上の諸課題への取組について報告を行いました。

6 給与の改定

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与と民間給与の較差が 20 円 (0.01%) と極めて小さいこと、及び職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数は、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合と均衡していることが明らかになりました。

また、人事院は、5(2)で述べたとおり、本年4月分の給与の官民較差が小さく、特別給についても民間の支給割合が公務と均衡していることから、月例給及び期末・勤勉手当の改定を行わないこととしました。

職員の給与は、国、他の地方公共団体の職員及び民間企業の従業員の給与等を考慮して定めるとする地方公務員法の均衡の原則を踏まえる必要があり、本委員会は、これらを総合的に勘案して検討した結果、本年は、給料表及び期末手当・勤勉手当について改定を行わないことが適当であると判断しました。

7 給与制度の改正等

(1) 昇格・昇給制度の改正

人事院は、5(2)で述べたとおり、国家公務員の給与制度について、50 歳台後半層の給与水準の抑制のため、平成 25 年1月1日から、昇給・昇格制度の見直しを行うこととしました。これは、50 歳台後半層において、官民の給与差が相当程度存在していることを踏まえ、世代間の給与配分を適正化する観点から、50 歳台後半層における給与水準の上昇を押さえるために行われるものです。

本県の昇給・昇格制度については、平成 18 年度から実施された給与構造改革の施策等、基本的に国に準じた制度となっていることから、人事院の報告・勧告に準じて、平成 25 年1月1日から、次のとおり改正することが適当であると判断しました。

ア 昇給制度の改正

55 歳(医療職給料表(1)が適用される職員にあっては、57 歳)に達した職員は、当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後、標準の勤務成績では昇給しないこととし(現行は2号給の昇給)、特に良好の場合には1号給(現行は3号給)、極めて良好の場合には2号給以上(現行は4号給以上)の昇給に、それぞれ抑制する。

イ 昇格制度の改正

昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、本委員会規則に定める「昇格時号給対応表」を見直す。

行政職給料表の場合、3級以上の職務の級への昇格における号給決定に当たり、昇格前の職務の級の高位の号給から昇格する場合には現行より下位の号給となるよう改正し、他の給料表についても同様の観点から改正する。

(2) 給与構造改革における経過措置

給与構造改革において、本県では国に準じて、給料表水準の平均約 4.8%の引下げを行う一方、給料の基本給としての性格を考慮し、個々の職員が受ける新たな給料月額が昇給、

昇格及び給料表改定等により平成 18 年 3 月 31 日に受けていた給料月額に達するまでの間は、経過措置を設けて段階的に実施されてきました。

他方、人事院においては、高齢層職員の給与水準の是正を図るために、本年 4 月から 2 段階で経過措置を廃止することを昨年勧告しましたが、国においては、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」により、平成 26 年 3 月末で経過措置が廃止されることとなりました。

本委員会としては、国に準じて設けられた本県の経過措置について、本県における経過措置の実施状況及び他の地方公共団体の動向を踏まえながら、廃止に向けて検討を行う必要があると考えます。

(3) 住居手当

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当について、国は平成 21 年の人事院勧告を踏まえ同年 12 月から廃止しましたが、本委員会は、職員の居住実態等を考慮すると、直ちに廃止することは適当ではないとして、同年は、500 円の引下げを勧告し、「他の地方公共団体の状況などを注視しながら、廃止も含めた見直しについて今後検討する必要がある」旨の報告を行っています。

当該住居手当の見直しについては、職員の居住実態等も考慮する必要がありますが、国の廃止を踏まえて既に 6 割を超える都道府県で当該住居手当が廃止されていること、また、本年の職種別民間給与実態調査の結果によれば、自宅居住者に同様の手当を支給する県内の民間事業所が 3 割程度に留まることから、当該住居手当については、本県においても本年度限りで廃止する必要があると判断しました。

(4) 今後の取組

人事院は、その他、本年の報告の中で、平成 18 年度から実施した給与構造改革における地域間給与配分の見直しについて、地域別の較差は縮小し、安定的に推移してきていると認められることから、所期の目的を達したものと考えているが、今後とも各地域の官民給与の動向等について注視していくこと、また、職種別民間給与実態調査について、民間における産業構造や組織形態の変化等に対応するとともに、民間の給与の状況をより広く国家公務員給与に反映させるため、調査対象職種の拡大や官民の給与比較を行う際の職種の対応関係の在り方等について、検討を進めていくこととしています。

本委員会としては、公民の給与比較にも影響を及ぼすことから、今後これらの取組の内容についても十分注視していきます。

Ⅲ 職員の人事・給与等に関する今後の課題

1 人事・給与制度

(1) 勤務実績の給与への反映

国においては、国家公務員制度改革基本法に定める能力と実績に応じた処遇という基本理念に基づきその取組が進められています。

本県においては、各任命権者において人事評価が実施されていますが、勤務実績を重視した昇給や勤勉手当の支給等については、各任命権者での取組内容に差異が見られ、まだ勤務実績が給与に十分反映されているとは言い難い状況にあると考えます。

今後も公務の特殊性や長期的人事管理も考慮しながら、人事評価制度の適切な運用を行い、勤務実績の給与への反映に向けて、更に取組を進めていく必要があります。

(2) 多様で有為な人材の確保・育成

社会経済情勢が激しく変化する中、複雑・多様化、高度化が進む行政課題に的確に対応していくため、各任命権者から採用試験を所管する本委員会に対しては、行政サービスの基盤を支える多様で有為な人材の確保が期待されているものと考えます。

一方、近年の職員採用を取り巻く環境は、受験年齢人口の減少、採用人員の抑制等による受験者心理への影響もあり、国及び地方公共団体、ともに受験者の確保が容易ではない時代を迎えています。また、筆記試験の受験勉強に対する負担感等から、早い段階のうち

に公務員志望者と民間志望者との二極化が進んでおり、より多様で有為な人材を確保することが難しい状況にあるといえます。

本委員会においては、より多くの受験者を本県受験に導くため、積極的な募集広報活動を実施するとともに、各任命権者との協議を重ねながら、多様で有為な人材を確保するための試験制度の改善に取り組んでいます。

なお、平成 24 年度試験に向けては、職員の仕事のやりがいや魅力を伝える職員募集パンフレットを活用しながら、大学や企業主催の就職説明会への参加機会を拡大するなど、積極的な PR 活動に努めるとともに、試験制度についても、職域の拡大に伴う職種名称の変更、年齢要件等の受験資格の見直し、語学資格加点制度の拡充等の改善を行いました。

平成 24 年度大学卒業程度試験については、これらの取組のほか、採用予定数の増加等の要因もあり、応募者数及び受験率が大幅に増加しましたが、今後も、本委員会と各任命権者が多様で有為な人材の確保を図るため、引き続き課題解決に向けた検討を行なっていくことが必要であると考えます。

また、人材の育成については、各任命権者において、これまでも様々な取組がなされていますが、新たな行政課題や行政需要に的確に対応することが求められており、限られた人材を最大限に活用することが重要であると考えます。そのためには、より一層職員の意識改革や能力の向上などの人材育成に計画的に取り組むことが必要であると考えます。

(3) 女性職員の登用

本県では、“男女がともに自立し、支えあう社会の実現”に向けて「熊本県男女共同参画計画」を策定し、本年 6 月に策定された「幸せ実感くまもと 4 ヶ年戦略」においても男女共同参画の推進を重点施策の一つとして位置付けています。本委員会としても、女性職員の登用は、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題であり、また、多様な人材が生き生きと働くことができる組織の実現の観点からも重要な課題であると考えます。

各任命権者の取組によって、管理職など役付職員に占める女性職員の割合は年々上昇していますが、今後とも、性別にかかわらず、職員それぞれの能力を最大限に活かす適材適所の配置に努めながら、引き続き取組を進めていく必要があります。

(4) 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の接続の問題に関し、昨年人事院は、「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。

しかし、民間における高年齢者雇用対策について、定年延長ではなく継続雇用の義務づけで対応する方針になったことも踏まえ、国家公務員制度改革推進本部は、国家公務員についても定年の段階的延長ではなく、再任用の義務づけで対応する「国家公務員の雇用と年金の接続に関する基本方針」を本年 3 月に決定したところです。

今後、新たな再任用が始まる予定の平成 26 年 4 月に向けて、必要な給与上の措置を含めた制度設計が行われ、国家公務員法や人事院規則など所要の整備が行われる見込みですが、人事院は、本年の「国家公務員制度改革等に関する報告」の中で、再任用職員の担当業務、管理職の活用方策、再任用ポストの確保など、新たな再任用に関する課題の解決に対処するために、行政事務の執行体制の見直しや再任用職員が担う職務の整備等に取り組む必要があることに言及しています。

地方公務員についても地方公務員法が改正され、同様の再任用制度が新たに導入される見込みであることから、本県においても、今後の国の取組状況を十分注視しながら、課題の検討等の準備を進めていく必要があると考えます。

(5) 公務員制度改革

国家公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法に定める改革内容を具体化するため、一般職の国家公務員への協約締結権の付与や人事院勧告制度の廃止等を内容とする自律的労使関係制度の措置を盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案が、昨年 6 月、国会に提出され、本年 6 月に審議入りしたところですが、継続審議となっています。

一方、地方公務員制度の改革については、国家公務員制度改革基本法において「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって検討する」とされたことから、総務省において国家公務員の制度改革に準じた改革を行う方向で検討が進められており、人事委員会勧告制度の廃止等を内容とする「地方公務員制度改革について(素案)」が本年5月に公表されたところです。

また、人事院は、本年の「国家公務員制度改革等に関する報告」の中で、国家公務員制度改革についての基本認識や国家公務員制度改革関連四法案の論点等を示し、国会等の場において十分な議論が尽くされることが必要と指摘しています。

本委員会としても、公務員制度改革は職員の勤務条件及びその決定に大きく影響するとともに、人事委員会勧告制度の在り方等にもかかわる事項であるため、国における公務員制度改革の動向については、引き続き十分注視していくこととしています。

2 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のためには、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方を選択できる環境整備が重要であると考えます。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

任命権者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」を定め、その周知を図り、定時退庁日の設定や、事前命令の徹底のほか、業務内容や仕事の進め方の見直しによる時間外勤務縮減の具体策を示すなど、これまでも時間外勤務の縮減に取り組まれています。しかし、これらの取組にもかかわらず、災害発生時など突発的な場合を除いても、一部では長時間の時間外勤務が生じているため、その改善に向けて今後も指針に基づく取組を徹底し、必要な見直しを行うこと等により時間外勤務の縮減に一層努める必要があります。

管理・監督者においては、過度の長時間勤務が、職員の心身の健康や公務能率の低下、ひいては仕事と生活の調和に及ぼす影響に十分留意のうえ、職員の勤務時間の適正な把握・管理を行うことは自らの責務であることを改めて自覚する必要があります。特に、既存の業務はもとより、新たな事業、業務の実施検討に当たっては、その執行段階における体制等についても十分に検討・判断のうえ、適切な業務マネジメントを行い、職員の勤務時間の増加を招かないよう配慮することが重要であると考えます。

イ 教職員の勤務時間

教職員の勤務時間について、これまでも教育委員会においては、「教職員の総実勤務時間の縮減に係る指針」に基づく、業務の適切な配分、定時退勤の推進、事務改善、会議の簡素・効率化などの取組とともに、教職員の負担感の軽減を図る観点から、事務事業の見直しなどにも積極的に取り組まれています。引き続き総実勤務時間の縮減に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

ウ 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得は、健康で豊かな生活のための時間を確保し、職員の健康を維持するという観点から重要であると考えます。

各任命権者においては、職員一人ひとりの意識啓発に努め、管理・監督者は、職員がより一層年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める必要があります。

(2) 職員の健康管理

職員の心身の健康管理については、からだの健康管理としての生活習慣病の予防と、心の健康管理としてのメンタルヘルス対策が二本の柱であり、各任命権者において、生活習慣病等の早期発見のための各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導、メンタルヘルス対策のための心の健康づくり計画の策定、各種研修の実施、健康管理推進員の配置や相談体制の整備等を積極的に実施されています。

各任命権者においては、これらの取組を引き続き推進するとともに、特にメンタルヘルス対策については、全休職者に占める心の疾病を理由とする休職者の割合は依然として高

い水準にあり、メンタルヘルス相談者も多い状況にあることから、体系的な取組を継続して推進することが必要です。このためには、職員自身のメンタルヘルスの理解を促進し、職員自らがストレスに早く気づき、相談体制等を活用して早期に対処するなど、職員自身がストレス対応能力を身に付け実践すること（セルフケア）、メンタルヘルス不調の未然防止やメンタルヘルス不調者の早期発見に向けて、管理・監督者が日頃から職員のストレスの状況把握に努め、その要因の軽減・除去や勤務環境の向上等の適切な対応をとること（ラインによるケア）、及び産業医・保健師などによる心の健康づくりのための研修の実施や情報の提供等を行うこと（健康管理スタッフ等によるケア）などの更なる充実を図ることが重要であると考えます。

また、病気休職者の円滑な職場復帰に際しては、職場復帰支援手引等に基づき、管理・監督者が中心となって、業務内容や勤務環境等に配慮するとともに、復職支援休暇の活用等が行われているところですが、職場復帰後の状況把握や定期相談の実施など、職場復帰後の継続的なフォローアップも重要であると考えます。

(3) 両立支援その他勤務環境の整備

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力等が得られる職場づくりなど、職場の環境整備を含めた良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠であると考えます。

特に育児や介護を行う必要のある職員に対しては、両立支援の取組を推進していくことが重要であり、本県においては、育児休業をすることができる職員の範囲の拡大や、1箇月以内の育児休業取得の場合における期末手当の支給割合引下げの廃止を行ったほか、短期の介護休暇を導入するなど、育児・介護と仕事の両立支援の制度は年々整ってきています。

しかし、男性職員の育児休業取得率は、依然として低い状況にあることから、「熊本県特定事業主行動計画(後期計画)」に掲げる目標の実現に向けて、男性職員が育児参加しやすい職場の環境整備を引き続き進めることが重要であると考えます。

また、現在では県民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、今後も更に高齢化が進み、介護を必要とする者の増加が見込まれる中、職員が介護と仕事を両立できる勤務環境を整備していくことは、今後更に重要になってくると認識しています。

各任命権者においては、育児・介護と仕事の両立を支援していくために、職員が利用しやすい制度の整備に努め、各種制度の周知の徹底を更に図るとともに、育児休業や介護休暇等を取得しやすい職場の環境整備に向けて、管理・監督者等の意識改革にも引き続き取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、職員の心身に支障を及ぼし職場の環境を悪化させるだけでなく、職務能率、職場秩序の保持の点からも問題があります。各任命権者においては、今後も各種職員研修の実施等により、更に良好な勤務環境の整備に努める必要があります。

3 危機発生時の対応

東日本大震災や平成24年熊本広域大水害など、近年、不測の事態が続けて発生しています。このような不測の事態に対し、危機管理の観点からも、県として迅速かつ的確に対応することが求められており、相談窓口の設置や被災地への職員派遣など、危機発生に際し、様々な対応が講じられてきました。他方、勤務条件の面から、危機発生に対応する業務に従事する職員やこれらの職員が所属する職場へ適切に配慮する必要があります。

各任命権者においては、特例勤務の活用や週休日の振替期間の拡大、代替職員の確保、民間への業務委託、職員配置の調整等を行うことにより、職員や職場の負担軽減のための措置が講じられてきたほか、産業医の面談等による派遣職員の健康管理、従事する業務の実態を踏まえた給与関係規程の整備や運用を行うなど、給与や勤務時間等の面からも配慮が行われています。

今後も危機発生に際し、各任命権者においては、的確に対処できる体制の整備はもとより、

職員の勤務条件の悪化を招かない取組や業務内容を踏まえた給与処遇を行っていくことも重要であると考えます。

また、災害等の危機発生時、公務の運営に支障がない範囲内で、職員が復旧支援等の活動にボランティアとして参加することも期待されています。このため、職員に対するボランティア活動の啓発や職員のボランティア活動を支援するための特別休暇制度の更なる周知等を行い、職員が社会の一員として積極的にボランティア活動に参加できるよう配慮することも必要であると考えます。

4 臨時職員の勤務条件

臨時職員の勤務条件については、基本的には各任命権者で措置されていますが、職員との均衡面から、各任命権者において引き続き検討する必要があると考えます。

5 信頼の確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、職員には、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。本委員会は、これまでも、倫理意識の高揚の必要性に言及し、各任命権者においても、様々な取組が行われていますが、今なお県民の信頼を著しく損なう不祥事の発生が毎年続いています。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、県民の負託にこたえ、適正に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に、より一層努める必要があります。

各任命権者においては、平素からの指導を更に徹底し、不祥事を未然に防ぐため、管理・監督者に対する研修の実施など、引き続き職員研修の改善や強化を図り、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていくことが重要であると考えます。

IV 給与に関する勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するものです。

これらの原則が正しく適用されることが、職員の努力や実績に的確に報いることになるとともに、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらし、行政運営の安定に寄与するものであると考えます。

本年は、民間の給与の状況、人事院の報告・勧告、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、給与制度の改正として、50歳台後半層の職員の昇給の抑制及び自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当の廃止を勧告することとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深く御理解をいただき、別紙第2の勧告〔後掲〕どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

■ 平成24年 職員の給与に関する勧告 ■

本委員会は、別紙1の報告[前掲]に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 改定の内容

(1) 昇給制度について

55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の昇給について、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)第5条第4項、熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)第6条第4項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第20号)第6条第4項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行うこととし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

(2) 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当は、廃止すること。

2 改定の実施時期

1の改定について、(1)は平成25年1月1日から、(2)は平成25年4月1日から実施すること。

(4) 平成24年給与の改定(参考)

人事委員会報告・勧告に基づき、次のとおり給与の改定が行われました。

《昇給制度の改正》 国に準じて、平成25年1月1日における実施は見送られた

《昇格制度の改正》 平成24年人事委員会報告どおり人事委員会規則を改正

- ・ 最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定(昇格時号給対応表を改正)。
- ・ 実施時期は、平成25年1月1日

《住居手当の見直し》

- ・ 自宅に係る住居手当(3,000円)を廃止。
 - ・ 実施時期は、平成25年4月1日
- ※ ただし、経過措置として、平成25年度は2,000円、平成26年度は1,000円を支給。

3 条例・規則等

3 条例・規則等

(1) 条例案に対する人事委員会の意見

県議会から求められた条例案についての意見

意見表明年月日	議案番号	条例案名	内 容
24.6.5	第12号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第12号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第12号の「熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、暴力団等による県民に対する危害を未然に防止するために警察の職員が従事する警戒の作業を、その特殊性を考慮して、新たに特殊勤務手当の支給対象とするものであり、適当であると考えます。</p>
24.9.13	第12号	東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第12号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第12号の「東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、特殊勤務手当の特例として設けられた東日本大震災関連作業手当について、東日本大震災に係る警戒区域及び避難指示区域の見直しを踏まえ、支給対象となる作業及びその手当の額を国に準じて見直すものであり、適当であると考えます。</p>
24.12.4	第16号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第16号のうち一般職の職員に関する部分について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第16号の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例のうち、一般職の職員に関する部分については、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告に沿って自らの所有に係る住宅に居住する職員に対する住居手当を廃止するものであり、また、労働基準法の規定及び他都道府県の取扱を踏まえた勤務1時間当たりの給与額の算出方法の見直しや、地方自治法の一部改正に伴う関係規定の整備を行うものであり、適当であると考えます。</p>
24.12.13	第56号	熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例	<p>本議会に追加提案されました議案第56号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第56号の熊本県職員等退職手当支給条例等の一部を改正する条例については、本年11月に一部改正された国家公務員退職手当法の改正内容に準じ、職員等の退職手当の支給水準を引き下げるものであり、適当であると考えます。</p>

意見表明年月日	議案番号	条 例 案 名	内 容
25. 2. 25	第 5 5 号	熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>本議会に提案されました議案第 5 5 号、第 5 6 号及び第 8 1 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 5 5 号の「熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するための作業の特殊性を考慮し、特殊勤務手当の支給対象となる作業及びその手当の額を国に準じて新たに設けるものであり、適当であると考えます。</p>
	第 5 6 号	熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	<p>議案第 5 6 号の「熊本県知事等に対する退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例」のうち、教育長の退職手当に関する部分については、一般職の職員の退職手当の支給水準が引き下げられたことを踏まえ、教育長の退職手当の支給水準を引き下げるものであり、適当であると考えます。</p>
	第 8 1 号	熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	<p>議案第 8 1 号の「熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、暴力団による爆発物を使用した犯罪などに対応して警察の職員が従事する作業の危険性を考慮し、特殊勤務手当の支給対象となる作業を見直すものであり、適当であると考えます。</p>

(2) 規則等の制定・改廃
ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第12号	24.4.20	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	平成24年4月の教育委員会の組織・機構改革に伴い、「管理職員等の範囲を定める規則」について一部改正を行った。 (24.4.20 施行)
第13号	24.6.1	熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	熊本県に公平委員会の事務を委託している水俣市ほか9市町村、2一部事務組合の組織改正、職の新設等に伴い、「管理職員等の範囲を定める規則」について一部改正を行った。 (24.6.1 施行)
第14号	24.7.20	熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	骨髄バンクのドナー登録制度の拡充に伴う人事院規則の改正に準じて、当該ドナー登録に係る特別休暇（ドナー休暇）の取得要件の追加を行った。 (24.8.1 施行)
第15号	24.10.9	東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則	「東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」の一部改正に伴い、規定の整備を行った。 (24.10.9 施行)
第16号	24.12.25	熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	地方自治法の改正による新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の新設に伴い、「熊本県職員等の給料等の支給に関する規則」について一部改正を行った。 (25.4.13 施行)
第17号	24.12.25	熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	自宅に係る住居手当の廃止に関する給与条例の改正に伴い、関係規定の整備を行った。 (25.4.1 施行)
第18号	24.12.28	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	平成24年人事委員会報告「昇格制度の改正」に基づき、熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第8「昇格時号給対応表」の一部改正を行った。 (25.1.1 施行)
第1号	25.2.8	熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	一般職員給与条例等の改正により「勤務1時間当たりの給与額の算出方法」が見直されたことに伴い、「熊本県職員等の給料等の支給に関する規則」について一部改正を行った。 (25.4.1 施行)
第2号	25.2.26	熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	選考採用職種（免許・資格職等）の見直しに関する3回にわたる協議の結果に基づき、選考から競争試験に移行する職種について、熊本県職員の任用に関する規則第5条第1項、別表第1及び別表第2の改正を行った。 (25.2.26 施行)
第3号	25.3.26	熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	熊本県職員の任用に関する規則第26条第5号中「法令等に定める免許若しくは資格を必要とする職で」を削除し、同規則別表第2に3職種の追加及び1職種の削除を行い、また、「熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認基準」を「熊本県職員の任用に関する規則第26条第7号に規定する職の承認について」に全部改正を行った。 (25.3.26 施行)

第4号	25.3.26	熊本県職員の農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴い、規定の整理を行った。（「地域振興局」→「広域本部」） (25.4.1 施行)
第5号	25.3.26	熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	熊本県職員の任用に関する規則の改正により、採用試験の種類として設置した「職員採用試験（免許資格職）」について、行政職給料表に係る初任給基準等に係る規定の整備を行った。 (25.4.1 施行)
第6号	25.3.29	熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴い、規定の整備を行った。（「管理職手当を支給する職」の改正） (25.4.1 施行)
第7号	25.3.29	熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	市町村立学校の統廃合に伴い、「へき地学校表」等の改正を行った。 (25.4.1 施行)
第8号	25.3.29	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	知事部局の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について規定の整備を行った。 (25.4.1 施行)
第9号	25.3.29	公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	職員を派遣できる団体を定めた公益的法人等への熊本県職員等の派遣等にかんする規則別表第1に掲げる派遣先団体の名称変更を行った。 (25.4.1 施行)
第10号	25.3.29	熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則	平成25年4月から「福井市」及び「つくば市」で勤務する職員に地域手当を支給するために規定の改正を行った。 (25.4.1 施行)

イ 告 示

告示番号	公布年月日	告 示 名	概 要
第1号	24.6.1	熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	平成24年3月末で子ども手当の支給が終了し、平成24年4月から児童手当が支給（支給月は6月、10月、2月の年3回）されることに伴い、熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部改正を行った。 (24.6.1 施行)
第2号	24.9.29	熊本県人事委員会公印規程の一部を改正する規程	熊本県人事委員会人事相談所長員を廃棄することに伴い、「熊本県人事委員会公印規程」の一部改正を行った。 (24.10.1 施行)
第1号	25.3.22	熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程	一般職員給与条例等の一部改正により「勤務1時間当たりの給与額の算出方法」が改正されたことに伴い、規程の整備を行った。 (25.4.1 施行)

4 公平審査

5 職員団体

6 公平委員会の事務の受託

7 労働基準監督機関の職権行使

4 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況

区 分		平成 23 年度末の 係 属 件 数	平成 24 年度中の 要 求 件 数	平成 24 年度中の 終 結 件 数	平成 25 年度への 繰 越 件 数
県 職 員	給 与	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	休 暇	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	その他	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
	計	0(0)	1(1)	1(1)	0(0)
受託市町村等 職 員		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計		0(0)	1(1)	1(1)	0(0)

数値は要求者数であり、() 内は事案数である。

(2) 不利益処分についての不服申立ての係属状況

区 分		平成 23 年度末の 係 属 件 数	平成 24 年度中の 申 立 件 数	平成 24 年度中の 終 結 件 数	平成 25 年度への 繰 越 件 数
県 職 員	懲戒処分	1(1)	0(0)	1(1)	0(0)
	分限処分	2(2)	0(0)	2(2)	0(0)
	その他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	3(3)	0(0)	3(3)	0(0)
受託市町村等 職 員	懲戒処分	0(0)	2(2)	1(1)	1(1)
	分限処分	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	そ の 他	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	計	0(0)	2(2)	1(1)	1(1)
合 計		3(3)	2(2)	4(4)	1(1)

数値は、申立者数であり、() 内は事案数である。

(3) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況（平成24年度）

事 案 名	審 査 の 状 況
平成22年（人不）第1号事案（平成22. 8. 8申立て）	裁 決 （平成24. 5. 23）
平成23年（人不）第3号事案（平成23. 3. 31申立て）	
平成23年（人不）第2号事案（平成23. 2. 21申立て）	第3回口頭審理（平成24. 4. 5） 第4回口頭審理（平成24. 5. 14） 第5回口頭審理（平成24. 10. 4） 裁 決 （平成24. 11. 29）
平成24年（人不）第1号事案（平成24. 6. 11申立て）	準備手続（平成24. 10. 15） 第1回口頭審理（平成24. 12. 26） 第2回口頭審理（平成25. 2. 15） 裁 決 （平成25. 3. 26）
平成24年（人不）第2号事案（平成24. 7. 26申立て）	準備手続（平成25. 1. 28）

5 職員団体

(1) 職員団体の登録

	県関係分	受託市町村等分	計
平成 23 年度末登録団体数	12	25	37
平成 24 年度解散届受理団体数	0	0	0
平成 24 年度新規登録団体数	0	2	2
平成 24 年度末登録団体数	12	27	39
記載事項(役員)変更届出書受理団体数	9	18	27
規約変更届出書受理団体数	1	2	3

(2) 登録職員団体一覧表（県関係分） （平成 25 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
自治労熊本県職員労働組合	昭和 41. 10. 11	無
熊本県教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県高等学校教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県教育庁職員組合	41. 10. 11	無
熊本県菊池教職員組合	41. 10. 11	有
熊本県阿蘇教職員組合	41. 12. 24	有
熊本県宇城教職員組合	52. 7. 28	有
熊本県八代教職員組合	53. 3. 2	有
熊本県学校事務労働組合	56. 10. 29	無
熊本県人吉球磨教職員組合	59. 5. 31	有
熊本県水俣芦北教職員組合	平成 5. 9. 27	有
熊本県教職員組合上益城支部	5. 11. 18	有

(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）
（平成 25 年 3 月 31 日現在）

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
錦町職員組合	昭和 41. 10. 11	無
和水町職員組合	41. 10. 11	無
御船町役場職員組合	41. 10. 11	無
南関町職員組合	41. 10. 11	無
水上村役場職員組合	41. 10. 11	無
多良木町役場職員組合	41. 10. 11	無
津奈木町職員組合	41. 10. 11	無
阿蘇市職員労働組合	41. 10. 11	無
大津町役場職員組合	41. 10. 11	無
苓北町職員組合	41. 10. 11	無
天草市職員労働組合	41. 10. 11	有
自治労山都町職員組合	41. 10. 11	有
宇城市職員労働組合	41. 10. 11	無
美里町職員組合	41. 10. 11	無
山江村職員組合	41. 10. 11	無
南阿蘇村職員組合	42. 8. 3	無
相良村職員組合	42. 8. 3	無
南小国町職員組合	42. 8. 3	無
益城町職員組合	42. 8. 30	無
五木村職員組合	48. 5. 1	無
合志市職員組合	57. 8. 5	無
西原村役場職員組合	平成 3. 12. 11	無

職員団体の名称	登録年月日	法人申出の有無
上天草市職員組合	平成 16. 12. 27	無
芦北町自治職員労働組合	17. 5. 13	無
小国町職員組合	19. 12. 25	無
長洲町職員組合	24. 9. 6	無
玉東町職員組合	24. 11. 7	無

(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証
(平成 25 年 3 月 31 日現在)

団 体 名	認証年月日
全日本自治団体労働組合熊本県本部	平成 7. 12. 18

6 公平委員会の事務の受託

区 分	市町村等の別	受 託 団 体 数	職員団体登録数	管理職員等の範囲を定めている 団 体 数
平成23年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	20	31
	一部事務組合	23		18
	広 域 連 合	5		4
	計	65	25	59
平成24年度中の 新規受託団体数	市			
	町 村		2	
	一部事務組合			
	広 域 連 合			
	計		2	
平成24年度中の 受託廃止団体数	市			
	町 村			
	一部事務組合	2		2
	広 域 連 合			
	計	2		2
平成24年度末の 受 託 団 体 数	市	6	5	6
	町 村	31	22	31
	一部事務組合	21		16
	広 域 連 合	5		4
	計	63	27	57
(参考) 平成 24 年度末の団体数 14 市 31 町村 27 一部事務組合 5 広域連合				

7 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表

(平成25年3月31日現在)

法別表第一の号別	業種	事業所名	労働基準監督機関	
第3号	土木・建設業	天草地域ダム建設事務所	労働局・労働基準監督署	
第12号	教育・研究業	消防学校 産業技術センター 技術短期大学校 農業研究センター（矢部試験地を含む。） 農業研究センター各研究所 林業研究指導所 県立図書館 生涯学習推進センター 各少年自然の家 県立美術館 装飾古墳館（歴史公園鞠智城・温故創生館を含む。） 各県立学校（分校を含む。）	保健環境科学研究所 熊本高等技術訓練校 農業大学校（阿蘇校舎を含む。） 水産研究センター 教育センター 天草青年の家 あしきた青少年の家 警察学校	人事委員会
第13号	保健衛生業	各地域振興局保健福祉環境部 こども総合療育センター	清水が丘学園 精神保健福祉センター	労働局・労働基準監督署
法別表第一に掲げる事業以外の官公署		本庁知事部局 各地域振興局（保健福祉環境部及び上益城地域振興局土木部を除く。） 上益城地域振興局土木部 熊本県税事務所 防災消防航空センター 福祉総合相談所 食肉衛生検査所 大阪事務所 熊本農政事務所 漁業取締事務所 市房ダム管理所 各港管理事務所 熊本駅周辺整備事務所 各行政委員会事務局 警察本部 各警察署（各交番、各警備派出所、各駐在所を含む。）	東京事務所 自動車税事務所 くまもと県民交流館 八代児童相談所 環境センター 福岡事務所 各家畜保健衛生所 熊本土木事務所 氷川ダム管理所 天草空港管理事務所 議会事務局 各教育事務所	人事委員会

(2) 平成24年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
総括安全衛生管理者選任報告	1			1
衛生管理者・産業医選任報告	17	74	25	116

(3) 平成24年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況

種 類	検査区分	対象基数	検査基数	検査結果			未検査 基 数	廃止基数
				合 格	条件付	不合格		
ボイラー	性能検査	11	7	7	—	—	(注1) 4	—
	落成検査	—	—	—	—	—	—	—
第 一 種 圧力容器	性能検査	15	13	13	—	—	(注2) 2	—
	落成検査	—	—	—	—	—	—	—
クレーン	性能検査	8	(注3) 0	—	—	—	(注4) 1	—
	落成検査	2	2	2	—	—	—	—

(注1) 休止中：農業大学校阿蘇校舎（県56号）、阿蘇清峰高等学校（教20号）、小川工業高等学校（教55号）、玉名工業高等学校（教72号）

(注2) 休止中：果樹研究所（県31号）、南稜高等学校（教65号）

(注3) クレーンの性能検査は2年に1度実施。

(注4) 休止中：宇城地域振興局土木部（県5号）

(4) 平成24年度中の労働基準法に基づく認定等の状況

内 容	知事部局	教育委員会	警察本部	計
解雇予告除外の認定	1	1	1	3
宿日直勤務の許可	0	0	0	0
時間外休日労働協定届の受理	16	83	1	100